



建設工事の安全で適正な施工の確保について（通知）

技術基準の種類:安全対策
通知日 :平成4年9月14日

受管第527号
平成4年9月14日

部内各課長殿
各土木事務所長殿
鳥取港湾事務所長殿

土木部長

建設工事の安全で適正な施工の確保について（通知）

このことについて、建設省建設経済局建設業課長から別添写しのとおり通知がありました。

については、切りばり式締切工を施工中の施工業者に対して下記の点について指示するとともに、現場作業員並びに公衆の一層の安全を確保するよう努めてください。

記

- 1 作業員の安全確保
 - (1) 施工中に何らかの異常が発見された場合は、直ちに工事関係者を避難させ、安全を確認した後に作業を再開すること。
 - (2) 施工中、各段階における必要部材の取付を確認すること。
 - (3) 必要な計測・点検体制を確認すること。
- 2 安全意識の高揚
別添「梶戸橋下部工事事故」の報告要旨のとおり、火打ちばり等の欠落等が人身事故を起こしたことを徹底し、安全意識の高揚に努めること。

（別添省略）